

返戻金制度について

当社の紹介により就職した求職者が、入社後に求職者の都合により退職した場合、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、以下を基本とし受領した紹介手数料を返戻する制度を設けています。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、返戻金制度は適用いたしません。

尚、求人者と当社との契約において下記と異なる取り決めを行う場合があります。

1. 入社より 1 ヶ月以内の退職の場合 80%
2. 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内の退職の場合 50%
3. 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内の退職の場合 10%

許可番号：13-ユ-312337

事業所の名称：JESCOエキスパートエージェント株式会社

所在地：東京都中野区中央四丁目3番4号

JESCO新中野ビル7階